

1. 件名：高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
2. 日時：令和元年10月29日(火) 10時30分～11時15分
3. 場所：原子力規制庁 2階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室 谷室長補佐、笠原係長

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門 小野上級原子炉解析専門官

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

原子力事業本部 原子力保全担当部長 他6名

5. 要旨

(1) 関西電力より、令和元年10月17日に発生した高浜発電所4号機の蒸気発生器伝熱管の損傷について、提出資料に基づき説明があった。関西電力からの主な説明は以下のとおり。

- これまでに、3台（A～C系）ある蒸気発生器（以下「SG」という。）で渦流探傷試験（以下「ECT」という。）により有意な信号指示が確認された伝熱管のうち、C-SGの3本について、小型カメラによる調査を行った。
- その結果、当該3本に摩耗減肉と思われる周方向のきずがあることを確認した。きずの位置は全て管支持板下面から約1mmであり、また、周辺の管支持板等に接触跡が認められた。
- 引き続き、A、B-SGについても小型カメラによる調査を行う予定である。
- また、10月25日にC-SGの伝熱管X44、Y5の跡のようなものに関して確認のあったECTの検出能力については、深さ10%以上のきず等について確実に確認できる。

(2) 原子力規制庁より、調査の進捗を踏まえて、引き続き適切な時期に報告を行うよう伝え、関西電力より了解した旨の回答があった。

6. 資料

- ・高浜発電所4号機の定期検査の状況について（蒸気発生器伝熱管の損傷による点検状況）